

事務連絡
令和3年4月25日

各地方農政局農村振興部長 殿
(内閣府沖縄総合事務局農林水産部長、
国土交通省北海道開発局農業水産部長
及び北海道農政部長宛は参考送付)

農村振興局整備部設計課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省
直轄工事及び業務の今後の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年4月23日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出された。また、同日改正された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、安全安心に必要な社会基盤として公共工事が挙げられている。

このことを受け、緊急事態措置を実施すべき区域における工事等については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について」(令和2年5月18日付け2予第359号大臣官房参事官(経理)通知)の記の1及び3に基づき適切に対応されたい。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域において都道府県知事が指定する措置区域の工事及び業務の対応については、引き続き、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について」(令和3年4月7日付け3予第46号大臣官房参事官(経理)通知)に基づき適切に対応されたい。

さらに、直轄工事及び業務の設計変更については、引き続き「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について」(令和2年4月28日付け農村振興局整備部設計課長通知)により取り扱うものとするので遺漏なきよう措置されたい。

このことについて、管内の都府県に対して参考送付するとともに、その際、関係市町村等へも参考送付されるよう依頼されたい。

【担当】

農村振興局整備部設計課施工企画調整室
施工基準班 國分・福島
電話番号 03-3502-6094 (内線 5513)